



島根県報

平成29年7月18日（火）

号外第88号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第400号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年 7 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長				
県 道	安来木次線	安来市安来町1597番1地先から同市切川町917番地先まで	前	メートル 12.00～ 36.40	メートル 2,167.00	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
		安来市安来町109番1地先から同市切川町917番地先まで		B				18.00～ 39.50
		安来市安来町1597番1地先から同市切川町917番地先まで	後	A	12.00～ 36.40			2,167.00
		安来市飯島町406番9地先から同市切川町917番地先まで		B	15.20～ 39.50			1,411.70
〃	大社日御碕線	出雲市大社町日御碕1370番102地先から同番7地先まで	前	22.70～ 58.39	38.82	出雲県土整備事務所	減幅 払下げ	
			後	16.93～ 58.39	38.82			
〃	桜江金城線	浜田市金城町追原570番内1地先から同571番地先まで	前	3.00～ 8.60	224.00	浜田県土整備事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	9.80～ 23.60	213.00			

島根県告示第401号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	桜江金城線	浜田市金城町追原570番内1地先から同571番地先まで	メートル 213.00	平成29年 7月18日	浜田県土整備 事務所	